

対北朝鮮「経済制裁」の発動に反対し平和的解決を求める声明

- 1 横田めぐみさんらのものとされた遺骨がDNA鑑定で別人とされたことにより、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）に対する「経済制裁」が声高に叫ばれ、去る12月10日には衆議院拉致問題特別委員会が、14日には参議院拉致問題特別委員会が、拉致問題の解決のために経済制裁の積極的発動を検討する決議をそれぞれ可決した。
- 2 北朝鮮は、それまでの調査の誤りを認め、金正日国防委員長自ら「白紙の状況で再調査」することを約束しながら、拉致された被害者のものとして日本側に別人の遺骨を提供してきた。こうした北朝鮮の態度は、不誠実きわまりないものと言わざるをえない。
こうした事態を一日も早く打破し、問題を解決するためには、動かすことのできない事実を明らかにし、道理をもって、真相の解明を北朝鮮に迫るべきである。私たちは、不屈に、そしてねばり強く、平和的解決を求める立場を貫く交渉こそ、平壤宣言の誠実な履行であり、問題解決の唯一の道であると確信する。
- 3 もともと経済制裁は、他国に対する「力」の行使であり、いま、声高にいわれている北朝鮮に対する経済制裁も、送金の停止や輸出入の制限、船舶の入港禁止、人道支援の凍結などいずれも重大な力の行使である。これは、日朝間の往来や生活用品等の輸送、制限をとまなうものであり、その被害が民衆に大きく及ぶ危険は現実のものである。イラクのフセイン政権に対する長期にわたる経済制裁が、病人や子どもたちに犠牲をもたらしたただけであったという教訓にてらせば、北朝鮮に対する経済制裁はきわめて非人道的手段といわざるをえない。
- 4 北朝鮮の今回のやり方が、不誠実だからといって、こうした「力」の行使に及ぶことは問題解決にとっても二重に誤っていると私たちは考える。
一つは、そもそも「改正」外為法にしても特定船舶入港禁止法にしても、拉致事件の解決に発動されうる構造にはなっていない。すなわち、両法律も、「我が国の平和および安全の維持のため特に必要があるとき」とあるように、制裁発動の法律上の要件は、日本という国家の平和や安全上において看過しがたい事態であって、かつ、特別の必要のある場合に限定されている。北朝鮮の不誠実な交渉態度を理由にして経済制裁に踏切することは、外為法や特定船舶入港禁止法にも違反する違法な制裁となる。相手が違法な行為をしたから、こちらの法をまげて力の行使をするということは、私たちが相手の言いがかりを許さず堂々と交渉する力をかえって弱めることになる。
もう一つは、現実の問題として、交渉の「場」を狭め、場合によっては、道を閉ざすことになる危険が強いということである。経済制裁を発動し、あるいは発動すると威迫することは、拉致問題解決交渉のための窓口である日朝実務者協議の場を閉ざす危険がある。さらに、北朝鮮に対する経済制裁は、新たな緊張を東北アジアに持ち込むことにもなり、ひいては6カ国協議の枠組みそのものを危うくさせるおそれすらある。
- 5 自由法曹団は、拉致問題の平和的な解決に全力をあげて取り組むことを訴え、あらためて経済制裁の発動に反対する。

2004年12月18日

自由法曹団常任幹事会